

## 認可外保育施設設置届（居宅訪問型）に係る手続きについてのご案内

### 1 届出について

静岡市内に、認可外保育施設を設置する場合、「様式第47号その2 認可外保育施設設置届出書（居宅訪問型）」に、必要事項を記入の上、必要な書類を添付し、幼保支援課あてご提出をお願いいたします。

なお、届出につきましては、事業開始後1月以内にご提出ください。

### 2 提出先

静岡市役所清水庁舎9階 幼保支援課 総務・事業者指導係（電話：054-354-2622）

※郵送の場合

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市幼保支援課 あて

### 3 設置の届出に必要な書類

(1) 様式第47号その2 認可外保育施設設置届出書一式

(2) 添付書類

- ①有資格者（保育士・看護師・准看護師）については、保育士登録証の写し等資格が確認できる書類
- ② 保険会社との契約書類の写し（利用児童に関する保険）
- ③ 以下は様式に記入し難い場合に添付
  - ・ 利用形態及び年齢別に利用料金等がわかる書類
  - ・ 各保育従事者の勤務体制がわかる勤務割表等
- ④以下は該当する場合に添付
  - ・ 研修を受講している場合、研修の修了証等受講及び参加したことが分かる書類の写し
  - ・ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用している場合、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることがわかる書類（サイトのページを印刷するなど）

### 4 その他連絡事項

- (1) 静岡市内の認可外保育施設については、静岡市の指導監督の対象となります。  
「認可外保育施設指導監督基準」に沿って、適切な運営をいただきますようお願いいたします。
- (2) 届出後、年1回の立入調査や運営状況の報告等ご協力をお願いすることがあります。その際は改めて通知等によりご連絡をさせていただきます。
- (3) 届出初年度は、その年度内に一度立入調査をさせていただきます。
- (4) 運営状況報告は、毎年1回、5月1日時点の状況報告を求めています。5月1日以降に設置届を提出した施設については、翌年度からの提出となります。
- (5) 国からの情報提供等、メールによりご案内が可能なものについては、郵送ではなくメールにてご案内をさせていただく予定です。提出書類2枚目に記入したメールアドレスに送らせていただきます。変更がある場合は、ご連絡ください。
- (6) 届出内容に変更があった場合、認可外保育施設変更届をご提出ください。静岡市ホームページ「認可外保育施設について」に掲載している変更届を用いてご提出ください。ご不明な点は幼保支援課までお問い合わせください。